

平成31年第2回定例教育委員会

平成31年2月15日（金）
午後6時
宮代町役場204会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
 - (1) 教育総務関係 P 1
平成31年度教育予算（案）の概要 資料1
 - (2) 学校教育関係 P 2
 - ア 3月の行事予定について P 2
 - イ 3月の事業予定について
 - ウ 平成30年度卒業式について
 - (3) 生涯学習関係 P 4
 - 3月の事業予定について P 4
- 5 審議事項
 - 議案第1号 宮代町立小・中学校管理規則の一部改正について P 6
 - 議案第2号 平成31年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認について P10
 - 議案第3号 教育委員会委員の辞職の同意について P11
- 6 その他
 - 町立小中学校放射線測定結果（マイクロスポット） P13
- 7 次回教育委員会について
- 8 前回会議録の承認
- 9 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

平成31年度教育予算(案)の概要について
平成31年度教育予算額は991,222千円、前年度予算額1,007,376千円で、
前年度と比較して16,154千円、約1.6%の減となっています。

主な増減理由(前年度比較)

| | | |
|--------|------------------------|-----------|
| 平成31年度 | 小学校教科書改訂 | 8,600千円 |
| | 小中学校適正配置計画検証に伴う審議会再設置等 | 1,165千円 |
| | 小中学校パソコン教室更新工事 | 18,000千円 |
| | 図書館浄化槽修繕工事 | 994千円 |
| | 学校給食業務委託料 | 7,895千円 |
| 平成30年度 | 県道拡幅に伴う東小学校支障物件撤去工事 | ▲25,000千円 |
| | 百間小学校校舎屋上防水工事 | ▲26,309千円 |
| | 和戸公民館屋根修繕工事 | ▲8,340千円 |
| | 郷土資料館エアコン修繕工事 | ▲12,347千円 |

(2) 学校教育関係

ア 3月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

| 日付 | 小学校 | 中学校 |
|--------|---|--------------------------------------|
| 1日(金) | 6年生を送る会・民生委員児童委員連絡協議会(須) 6年生を送る会(百・笠) ありがとう集会・学習参観・懇談会(東) | 公立学校学力検査(実技・面接) 1・2年生期末試験(須・百) |
| 2日(土) | | |
| 3日(日) | | |
| 4日(月) | 通学班編成・一斉下校(須) 学力向上強化週間(東) パワーアップチャレンジ週間(笠) | 総合的な学習の時間発表会(百) 3年性教育授業(前) |
| 5日(火) | 感謝の会(百) | 追検査 3年生を送る会(前) |
| 6日(水) | | 3年生を送る会(須・百) |
| 7日(木) | 前中生と語る会(百) | 中3給食終了 3年生と語る会(百) |
| 8日(金) | 6年生を送る会(東) | 入学許可候補者発表 |
| 9日(土) | | |
| 10日(日) | | |
| 11日(月) | | 3年生と語る会(前) |
| 12日(火) | 卒業式予行(笠) | |
| 13日(水) | | 卒業式予行(須・百・前) |
| 14日(木) | 卒業式予行(須・百・東) | |
| 15日(金) | | 卒業証書授与式<中> |
| 16日(土) | | |
| 17日(日) | | |
| 18日(月) | 百中出前授業・小中連絡会(東) | 1・2年生授業参観・保護者会(須) |
| 19日(火) | 給食終了 | 給食終了 1・2年生授業参観・保護者会(百) 保護者会(前) |

| | | |
|--------|------------|-------------------------|
| 20日(水) | ふれあいデー | ふれあいデー 全校朝会<警察講話>(前) |
| 21日(木) | 春分の日 | 春分の日 |
| 22日(金) | 卒業証書授与式<小> | |
| 23日(土) | | |
| 24日(日) | | |
| 25日(月) | 小中連絡会(須・笠) | |
| 26日(火) | 修了式 | 修了式 教育課程検討委員会(須) |
| 27日(水) | 学年末休業日 | 学年末休業日 |
| 28日(木) | | |
| 29日(金) | 辞令交付 | 辞令交付 |
| 30日(土) | | |
| 31日(日) | | |

イ 3月の事業予定について(教育委員会)

| 日付 | 内 容 | 場 所 |
|--------|---------------------|----------|
| 6日(水) | いじめ不登校対策連絡会議 | 役場202会議室 |
| 7日(木) | 臨時校長会(一般教職員について) | 役場202会議室 |
| 13日(水) | 小中一貫教育推進委員会 | 社会福祉協議会 |
| 20日(水) | 臨時校長会(管理職について) | 役場204会議室 |
| 27日(水) | 臨時校長会(辞令交付について) | 役場204会議室 |
| 29日(金) | 永年勤続退職者教育関係職員感謝状の手交 | 各学校 |

(3) 生涯学習関係

ア 3月の事業予定について（教育委員会主催事業）

| 日 時 | 内 容 | 場 所 |
|-------------------------------------|---|-----------------|
| 9日（土） ～5月6日（月・祝） 9:30～16:30 | 企画展「道仏遺跡発掘出土品展」 ■平成29年度に発掘調査を実施した、道仏遺跡の成果及び出土品について、速報として展示します。これまで行われた道仏遺跡内での発掘調査の中でも、特徴的な遺構や遺物が多く見つかっており、集落の中心部に位置する調査区であったことがわかっています。 | 郷土資料館 特別展示室 |
| 9日（土） 14:00～16:00 | あそびと運動 チャレンジ（第14回/全14回） ■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。 ●内容 卓球 ●対象 小学校3・4年生 | ぐるる サブアリーナ |
| 【参考】 10日（日） 9:00～16:00 | 彩の国21世紀郷土かるた県大会 ■郷土埼玉が育てた人物や美しい自然・文化や産物を心に描きながらカルタを楽しむ。個人戦及び団体戦 ●参加 みやしろ大会（1月20日開催）の団体戦及び個人戦の優勝者が出場 ●主催 埼玉県教育委員会 一般社団法人埼玉県子ども会連合会 ●会場 戸田市スポーツセンター | 戸田市 スポーツセンター |
| 16日（土） 14:00～16:00 | さいかつぼーる体験（第10回/全10回） ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に埼玉葛地区発祥のさいかつぼーるを通して、スポーツに親しむ機会を提供する。 ●内容 さいかつぼーる ●対象 小学校4年生以上（小学生は保護者同伴） | ぐるる宮代 サブアリーナ |
| 17日（日） 14:00～16:00 | 歴史講座 「埼玉東部の民俗～東部地区の祭礼行事～」 ■宮代町や周辺の地域では、守り行われている様々な祭礼行事がある。地域の歴史や信仰に基づく祭礼行事などについて詳しく説明いただく。 ●対象 一般 ●講師 板垣時夫氏（さいたま民俗文化研究所主席研究員） ●費用 200円（資料代等） | 郷土資料館 2階会議室 |

【子ども大学みやしろ】

■当町で実施している『子ども大学みやしろ』に対して、埼玉県から感謝状の贈呈が行われました。これは「子ども大学への感謝状贈呈要領」に基づき、5年以上自立した運営を行っている団体に対して行われたもので、当日は子ども大学みやしろ実行委員会の菊地実行委員長が出席し、埼玉県知事から感謝状の贈呈を受けられました。

●期 日 平成31年2月2日（土） *子ども大学モデル事業発表交流会

●会 場 埼玉会館

議案第1号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて議決を求める。

平成31年2月15日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

学習指導要領改訂等に伴う授業時数の増に伴い、宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会規則第 号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

宮代町教育委員会教育長

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

宮代町立小・中学校管理規則（昭和32年宮代町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

宮代町立小・中学校管理規則 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p><u>(4) 春季休業日</u> 4月1日から4月7日まで</p> <p><u>(5) 夏季休業日</u> 7月21日から8月31日まで</p> <p><u>(6) 冬期休業日</u> 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p><u>(7) 学年末休業日</u> 3月27日から3月31日まで</p> <p><u>(8) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、教育委員会の承認を受けた日</u></p> | <p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p><u>(4) 開校記念日</u></p> <p><u>(5) 春季休業日</u> 4月1日から4月7日まで</p> <p><u>(6) 夏季休業日</u> 7月21日から8月31日まで</p> <p><u>(7) 冬期休業日</u> 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p><u>(8) 学年末休業日</u> 3月27日から3月31日まで</p> <p><u>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、教育委員会の承認を受けた日</u></p> |

議案第 2 号

平成 3 1 年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認について
別紙のとおり平成 3 1 年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認につき議決
を求める。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

平成 3 1 年度宮代町小中学校教職員人事異動について、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第 2 5 条第 2 項第 4 号の規定により、この案を提出するものであ
る。

議案第 3 号

教育委員会委員の辞職の同意について
教育委員会の下記委員から辞職願が出されたため、教育委員会の同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 0 条の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるため、この案を提出するものである。

委員氏名 菊地 信一

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の六第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（辞職）

第十条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

6 その他

町立小中学校放射線測定結果（マイクロスポット）

H31.2 宮代町教育委員会 教育総務担当

校舎屋根からの雨水排水が雨どいを通じて集まる地上の集水枡又は地表面に直に排水する構造となっている、いわゆる「ホットスポット」となる可能性のある場所での測定を実施

町基準値：0.31マイクロシーベルト(地表部)

《今回の測定箇所設定の考え方》

- ・原則として、これまで計測してきた定点を計測、比較

| 学校名 | 測定箇所 | 今回 | 前回 | 前年同期 | 前々年同期 |
|-------|------------------|---------|---------|-----------|---------|
| | | H31.2.1 | H30.7.2 | H30.2.1、8 | H29.7.3 |
| 須賀小学校 | 第3校舎1-2教室前集水枡(左) | 0.070 | 0.072 | 0.071 | 0.095 |
| | 第3校舎1-2教室前集水枡(右) | 0.073 | 0.079 | 0.100 | 1.120 |
| | 体育館 | 0.063 | 0.061 | 0.058 | 0.105 |
| | 第1校舎玄関脇 | 0.070 | 0.065 | 0.078 | 0.073 |
| 百間小学校 | 正門 | 0.067 | — | 0.067 | — |
| | 体育館裏手 | 0.137 | — | 0.052 | — |
| | プール脇 | 0.071 | — | 0.056 | — |
| | 第2校舎裏 外トイレ脇 | 0.069 | — | 0.065 | — |
| 東小学校 | 鉄筋校舎北角排水管吐口 | 0.063 | — | 0.086 | — |
| | 鉄筋校舎北側便所脇排水管吐口 | 0.088 | — | 0.088 | — |
| | 鉄筋校舎東角排水管吐口 | 0.082 | — | 0.103 | — |
| | 通路花壇脇 | 0.061 | — | 0.054 | — |
| 笠原小学校 | 保健室前排水浸透枡 | 0.073 | 0.098 | 0.082 | 0.099 |
| | 低学年棟縦樋排水浸透枡 | 0.071 | 0.064 | 0.066 | 0.080 |
| | 低学年棟縦樋排水浸透枡 | 0.079 | 0.077 | 0.089 | 0.074 |
| | 低学年棟縦樋排水浸透枡 | 0.077 | 0.066 | 0.079 | 0.091 |
| 須賀中学校 | 校舎北排水管吐口 | 0.074 | — | 0.079 | — |
| | 校舎東排水管吐口 | 0.068 | — | 0.076 | — |
| | 校舎西排水管吐口 | 0.099 | — | 0.072 | — |
| | 部活棟脇 | 0.069 | — | 0.064 | — |
| 百間中学校 | 二階校舎前排水管吐口 | 0.057 | — | 0.066 | — |
| | 四階校舎前排水管吐口 | 0.069 | — | 0.082 | — |
| | 三階校舎駐輪場脇排水管吐口 | 0.082 | — | 0.078 | — |
| | 三階校舎部室棟寄排水管吐口 | 0.069 | — | 0.082 | — |
| 前原中学校 | 運動場 | 0.065 | — | 0.071 | — |
| | 正門 | 0.061 | — | 0.062 | — |
| | 体育館前 | 0.066 | — | 0.064 | — |
| | 体育館裏 | 0.067 | — | 0.078 | — |